

See

\* 2010年 国の借金は、千兆円を越える ⇨ 国の評価基準が下がる  
 ⇩ ( 国債の引き受け手が無くなる )

金利が上がる ( 2% → 5% → 10%へ )  
 国の金利増加額 20兆円 50兆円  
 越谷市の " 20億円 50億円

Think

\* 2大政党制により、人気取りのバラまきは増加し、財政はより混迷する ⇨ 責任は地方に押しつけられる  
 ⇩ (赤字債の際限のない発行の容認)

国も地方も破綻する ( 10年後の危機 )

理念 越谷サバイバル ( 国が潰れても越谷市は生き残る )

その時に 市民は、議会は、行政は責任を持って、何を分担するかが問われる

Plan

財政規模の圧縮

基本原則 を定める ① 入るを畳って出るを制す ( 700億から600億へ )

やるべき事をやれば  
 確実に差が出る

② 行政・市民・議会の役割分担を決める  
 ( 抑える・配る・工夫をする )

③ 市の責務を達成する ( 大震災・ウイルス )  
 ( CO<sub>2</sub> 対策 )

Do

& から Or へ

優先順位の決定

① 責任主体の決定 ( 行政・市民・議会が夫々主張すれば 抜本策は不可 )

② 13地区を → 5支所へ ( 縦割りの排除 → 競争原理の導入 )

③ スピードUP ( 数値確定は 3か月以内に )

Check

マネジメント  
 ( 知識から知恵へ )

① 判断基準の決定 ( 大・中分類別、経年推移、グラフ等の分析情報 )

② 評価会議 ( 責任数値による評価制度 )

( 市民参加による評価の実施 )

PLAN~基本原則を定める  
① 入るを量って出るを制す

1 財政規模の圧縮 ~ガイドラインの設定

- 1) 人件費 175億 ▲30億 145億へ  
(当初2年間は5億削減、その後の8年間は  
2. 5億削減で 計30億円の削減)
- 2) その他 390億 ▲40億 350億へ  
(当初2年間は10億削減、その後の8年で  
2. 5億削減で 計40億円の削減)
- 3) 繰出金 100億 ▲30億 70億へ  
(当初2年間は5億削減、その後の8年間は  
2. 5億削減で 計30億円の削減)

2 少子高齢化社会への対応

1) 今までの福祉からの脱却

~お金を配る時流に流されない市民の対応

- 行政が配るだけの受け身の福祉から、NPO主導による積極的な市民の参加による非貨幣経済の創出と循環型社会の創造。

- 経費黒字化により、市債残高を750億から半分以下に削減する  
(片山元鳥取県知事は「出るを量って入るを制す」仕事を決める)
- \* しかし国も県も市町村も、不必要を排せないから膨大な赤字あり  
(700億から600億へ) 2008年 ~2017年の10年計画
- 部署別設定人員の見直し 市役所・交流館等の窓口業務人員の3割削減
- 現業部門の民営化等を検討し、可能な部門から実施する

- 類物、道路等以前に決められたからではなく、必要性を再検証する
- 耐震化・太陽電池・各種発電等に、優先順位を転換する
- 基本的に特別会計は収入の範囲内で賄う
- 各事業の経費の抜本的な削減を実施する

今までの福祉	これからの福祉
高齢者への福祉負担 介護保険・税・市民のお金の支出	一つ上の世代をボランティアで支える、老々介護体制の確立 ex. 70代が80代を支える。労働にたいしてポイントを発行する。 そのポイントが60代が70代を支える時に使う。そのような循環型社会を造り、介護保険・税・市民のお金の支出を抑える。
行政の市民への業務は基本的にサービス(ただ)であり、負担のある物も、ただ同然	コストの適正な算定による負担→会議やスポーツ施設のコスト化 →理解の得られないサービスは民営化により、現状コストの半額以下になるような補助で行う。人員は民営会社に異動する。

\* 図書館のNPO運営~新しい本は購入希望一覧により寄贈を受ける。

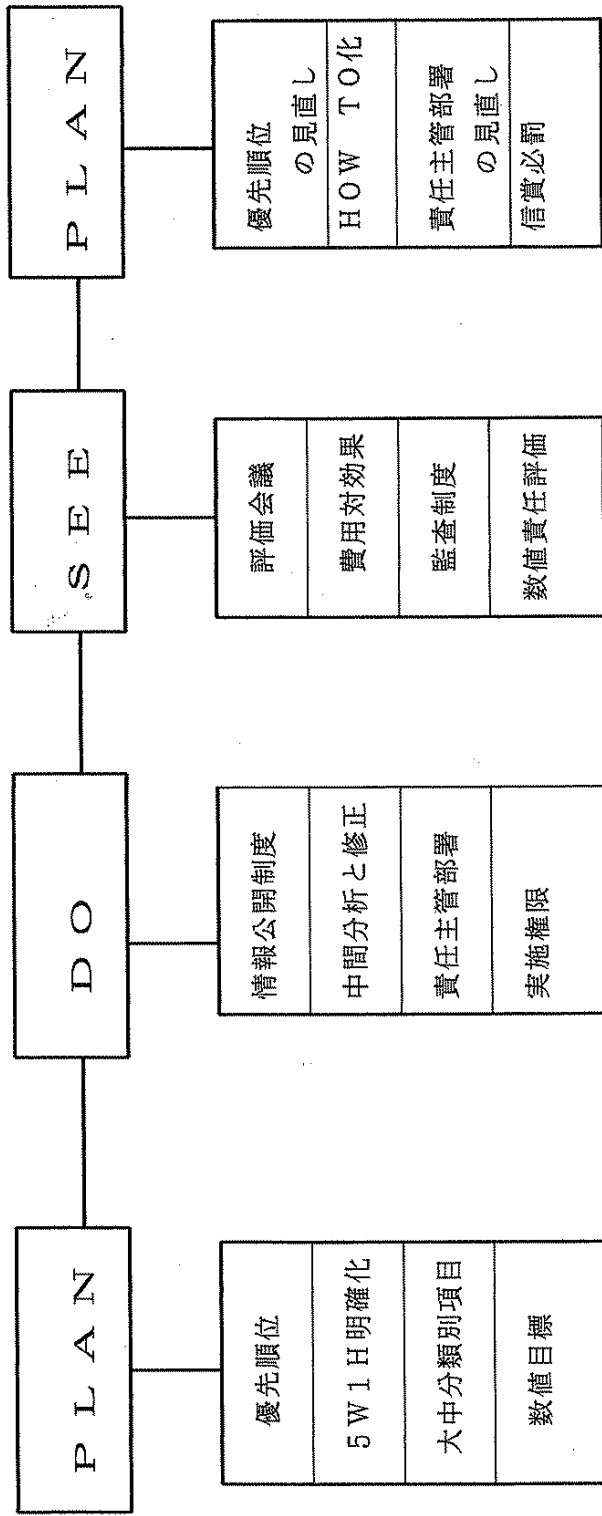
\*サービス施設の数値化による実態把握  
 (多くは民業への圧迫ではないのか  
 しかも一部の人のサービスの為の)

- 一部の人のサービスに偏りがないかを検証する  
 設備設置コストと運営コストを利用者数で割り、一人当たりの  
 コストを算定。又、利用料の対コスト比率を算定し、不経済な物は  
 民営化する。引受手がなければ廃止する。

2) 散在する施設の集中化を計り、利便性を  
 高めて、利用率をUPし、利用料の  
 適性化(値上げ)に市民の理解を求めめる。

- 越谷東口の再開発の中に、図書館・会議室等を集中し、利便性を高め  
 市内に散在する施設を統合し、効率的にして費用の圧縮を図る。  
 不要になった施設はNPO等のコスト負担による肩代わりを除き  
 売却或いは賃貸施設は返却する。

3 Plan Do Seeのサイクル化



② 行政・市民・議会の役割分担を決める ～項目別に主管部署を決める

行政

1 行政に費用対効果の考え方を導入する

(他市との比較数値でなく絶対数値を基本  
～越谷市は効率的な規模で環境にも優位)

2 行政に市民からの具体的な知恵を入れる

(リタイア民間経験者のボランティア)

3 行政に部門別損益の考え方を導入する

(越谷市を5支所に分割管理する)

支所	①	②	③	④	⑤	計
支所市税						
配付収入						
収入計						
直接経費						
配付経費						
支出計						
損益						
人口						
一人収入						
一人経費						
一人損益						

・助役をシテイーマネージャーとし、市政の実行責任者とし、権限を与え  
る。数値責任を明確にし、達成状況により賞与を与え、未達の場合は、  
降格する。

・生活感のない男社会からの脱皮→男女協同参画は市役所から→20年後  
を考えて、新卒採用は男女50%づつとする。

・現状の市役所の管理職の男女比を他の市と比較し、UPさせる

・使いまわりの予算でなく、工夫による節約を評価する→前年比・予算比  
・支所別の予算とし、横軸の評価を導入し、市民一人当たりの行政経費を  
明確にし、前年比・予算比を、市政予算の機軸とする。

・選挙区を支所別に設定し、議員にも損益に関する責任を持たせる  
・全国公募でリタイアした人でノーハウを持つ人と、市役所の課長以上  
から公募し、支所長を決定する。公募者には、住居と活動費を支給  
する。市役所からは上限を3人とする。

・将来的には区制とする(横浜市18区20万人、越谷市5区6万人)平均人口

国	教育・医療・介護	市町村	産業・インフラ・治安防災
50 歳以上	資産活用支援 老々介護	50 歳以下	公的支援・定着対策 (子育て・教育・住宅)
男	ボランティア	女	社会参加(越谷市役所へ)

## 市民

### 1 半分ルール

～市民の利用する諸施設は（市役所・病院を除く）利用料により半額を市民が負担する。その運営はNPOが実行する。負担のできない施設は廃止し、売却および返却する。

費用には運営諸経費の他に、建物・設備等の減価償却代を含むものとする

### 2 非貨幣経済の拡充

～各NPO団体を結集し、一時間の奉仕に対し、1ポイントを発行し、市内で共通して使えるようにする。

その為の統一使用基準を作成し、見直し、円滑な実施を行う。（1ポイント＝1000円）

施設の諸管理や運営に大幅なボランティアを受け入れ、できるだけ拡大する。責任者を除いてボランティアによる自主運営を目指す。

### 3 補完都市との交流

～補完都市を定めて交流し、越谷市からは人物金を提供し、補完都市からは自然による各産物を受け取る

1) 農水産物の供給 ～ 安全な物を安定的に買い取り、支所別の農水産物センターを設置し販売する  
(有機農産物) 市民は優先的に購入する責務を負う ⇨ 集荷（駐車場完備）

～ 越谷農業再活性→自給率UP（現状数値の確認と5年後の目標値決定）

2) CO<sup>2</sup>削減

～ 市民募金により補完都市に樹木を植えてもらう。人は相互に協力する

～ 太陽電池による自家発電→市は電力会社買い上げ額と同額を補助する

3) 緊急時対応

～ 震災などの相互協力体制を実施し、震災の規模によっては補完都市に避難地を確保してもらう。補完都市の震災には人物金を援助する。

### 4 シンブルミニマムの制定

～最低限の市民生活の保証レベルを提案する。但し、財源は財政改善額の10分の1以下とする。

又、対象者は住民に限り、5年以上在住を条件とする。

# 議会

- 1 二つの役割 ～越谷市の全体について  
 (行政のチェック役→市民に移行)  
 (休日・夜間議会～年俸の削減)

- ・予算(春)決算(秋)を中心に、年二回の定例議会を開催する。
- ・予算の費用対効果を検証し、効率化の工夫を提案する。
- ・担当制により緊急のテーマ別に改善提案を提出する。

担当テーマ	人数	重要事項
1) 節約・効率化	5人	工事内容と仕様・談合チェック
2) 非貨幣経済	5人	NPOの統一化とチェック
3) 特別会計圧縮	5人	水道事業の民営化・病院の合理化
4) 危機管理	5人	大震災・ウイルス・CO <sup>2</sup> 削減
5) 財政改善	5人	市の分析資料のチェック・改善

## ～支所の予算管理を行う。

支所の損益改善に責任を負う

- ・5支所に5議員で25人とし、議会費を現状の半額以下とする
- ・夜間・休日の議会とし、誰もが参加し易くし広く人材を求め

## 2 年間活動の計画書と報告書

- ～議会での質問と視察による活動報告から、具体的な越谷市への提案に切り換える
- ～目標数値の設定。最低一つの具体的課題設定
- ～達成数値の報告。フォーマットの指定。インターネットによる公開

チェックは市民  
議員は削減提案

## 3 市民・行政に負の提案

- ～ゴミの有料化による削減とCO<sup>2</sup>削減～横浜市は3割削減目標→中田市長で2割達成し、目標達成見込み。
- ～禁煙条例での料料化
- ～支所内自治会への参加と活性化
- ～教育(塾などのノーハウ活用)・子育て・文化芸術・環境問題への提案
- ～福祉への民間企業等の積極的活用

### ③ 市の責務を達成する

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 1 大震災対策              | <ul style="list-style-type: none"> <li>～震度7でも使用できる建物の指定（市役所、病院、避難施設 etc.）</li> <li>～達成可能とする10年計画の策定（建て替え、統合、移転）</li> </ul>  |
| 2 ウイルス対策             | <ul style="list-style-type: none"> <li>～薬剤やワクチンの備蓄目標設定と5年計画による達成</li> <li>～大発生時の緊急態勢と組織図。収容場所の事前設定。全医療機関及び医療従事者の動員計画と義務化</li> <li>～越谷市立病院と獨協大学病院を中心とする、常設会議の設定。</li> </ul>                              |
| 3 CO <sup>2</sup> 対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>～京都議定書目標値の確認と越谷市への適応。</li> <li>～現状数値の測定と削減対策立案</li> <li>～2017年の目標値の策定</li> <li>～具体的対策項目の決定と現状確認、及び数値目標の設定と、中期計画化</li> </ul>                                      |
| 4 産業再活性<br>農業<br>商業  | <p style="text-align: center;">目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>～補完都市と合わせた自給率目標（農水産物加工品を除く）を設定する。10年後の（50%）を達成する</li> <li>～消費税UPにより、税率の決定への市の関与が認められた時に、商店街等のイベントへの軽減措置を実施</li> </ul>     |
| 5 都市開発               | <ul style="list-style-type: none"> <li>～大規模住居開発で市の収益が黒字の見込みがなければ、許可をしない。</li> <li>～散在する施設統合。支所別に1,000坪クラスのセンターを置き、図書館・会議室などを統合する。</li> <li>～しらこばとスポーツ施設の拡充による利用率UPと震災等での緊急避難施設の併設。（サッカー、テニス）</li> </ul> |
| 6 必要最低限<br>数値具体化     | <ul style="list-style-type: none"> <li>～スリムな市政を達成する為に、行政・議会・市民の全ての予算項目の費用対効果を数値化し、評価し、改善提案を行う。</li> <li>～民業圧迫となるサービスの廃止。図書館等、肥大化したサービスの縮減。</li> </ul>   |

越谷市自治基本条例審議会 ～ スケジュール等への提案

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月								
考え方	⇨	理念	⇨	基本構造	⇨	中間報告	⇨	各条文案	⇨	条文化	⇨	中間報告	⇨	前文完成	⇨	議会報告
夏休み																
事務所開設			各自まとめ			前文作成			条例案決定							

- \* 具体化し得る項目を条文化し、抽象的な内容は前文に入れる。その為、まず条文から作成する。
- \* 条例の新設或いは改定の必要な物を、担当市職員は明確化する ( e t c . 新設～市会議員の選挙を選挙区とする条例)
- \* 事務所を市役所或いは中央市民会館内に設置し、小会議室を隣接し、応接セット・電話・FAX・ワープロ等を常備する。又、夜間の使用を可能とする。
- \* 審議会の費用総額を設定し、開催回数・スケジュールは審議会に一任する
- \* 4月の早い時期に、問題点を早期に把握する為に、市役所課長職との交流 (ヒアリング) の機会を設ける
- \* 法律用語や議会用語で分かりにくい言葉を使用せず日常的な表現とする (事務、事件、担任、権力的、処分、専決 e t c )



# 自治基本条例の問題点

(自治体の最高規範とされるが、日本国憲法と比較すると)

**日本国憲法**  
前文は理念的だが  
条文は具体的である

**自治基本条例**  
条文が抽象的、散文的で  
法の体をなしていない

決めた後は、何もしなくても  
↓  
済んでしまう ⇒ 作る事に価値  
自治体の勲章

## 改善策

具体的に<sup>する</sup>する為に法律になじまない表現を排除する

行動規範  
とする為に

明確にする → 明確にする分担を明記する  
協働? (行政・議会・市民は利害が異なる)  
美辞の排除 (豊かな・努力する・尊重する etc.)  
各条例の上位とするために具体的な内容・期限・基準を明記する

## 2つのコミュニティ

姉妹都市・交流都市から利害を共有する補完関係へ

### 1つめのコミュニティ

**越谷市**  
農業再活性化  
コミュニティの  
5支所への再編  
農産物販売所

NPOによる交流  
有機農産物  
CO<sub>2</sub>対策  
(越谷の樹を植えてくれる)  
災害の避難先  
人物金の提供  
(観光・リゾート)  
(恒常的な淡水産物の購入)

**補完都市**  
農林水産業主体  
福島以北で仙台以南

### 2つめのコミュニティ

5支所  
5万人を適正規模  
(今の8千人と5万人では非効率)  
独立損益単位とする  
(何が必要かを自分達で決める)  
(選挙区の単位-議員の責任化)

①	683百人	越谷140	大沢222	増林 321	12.1Km <sup>2</sup>
②	687 "	蒲生429	川柳 81	大相模177	13.3 "
③	551 "	桜井396	新方155		10.8 "
④	707 "	大袋498	萩島126	北越谷 83	14.5 "
⑤	574 "	出羽313		南越谷261	9.6 "
計	3201 "				60.3 "

# ● 地区からのまちづくり

越谷市 年齢別 男女別 人口 (百人)

年齢	男	女	計	年齢	男	女	計
0~9	155	146	301	50-59	220	226	446
10-19	156	151	307	60-69	224	233	457
20-29	201	194	395	70-79	117	118	235
30-39	291	270	561	80代	28	61	89
40-49	213	196	409	(50-79)	(531)	(577)	(1138)
(49代)	1018	958	(1973)	計	1605	1596	3201

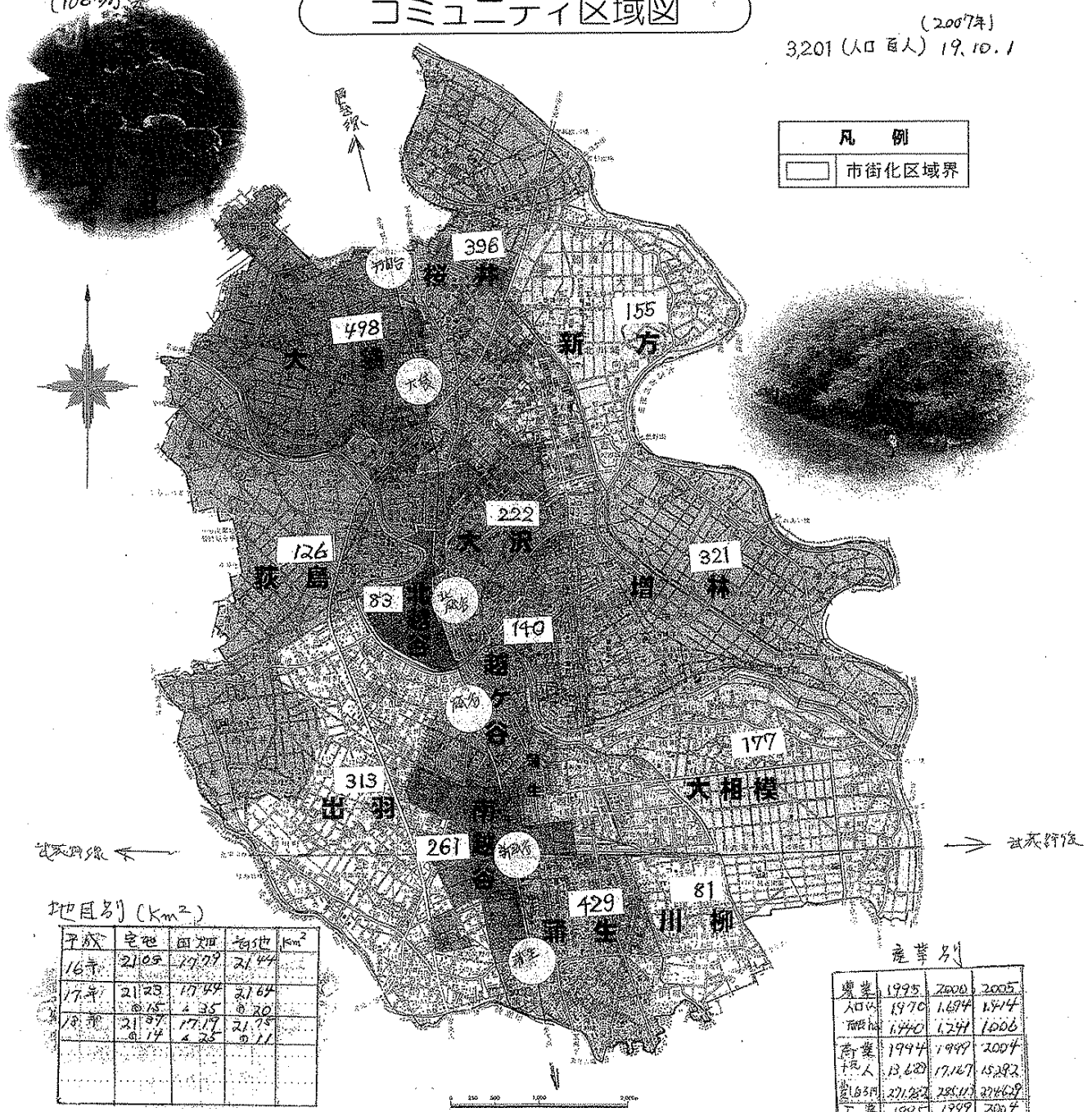
地区別人口 (19年10月) 人口密度 (19年)

地区	人口(百人)	人口密度	人口(百人)	人口密度
大谷	140	1.9	10769	14.98
大塚	222	1.95	11636	12.6
増林	321	8.98	9533	8.3
大谷	683	12.11	5640	7.67
大塚	429	3.6	11917	26.7
川柳	81	2.77	3298	31.3
天相模	177	7.50	2309	5.74
出羽	313	13.80	3127	7.97
蒲生	429	5.64	6974	16.2
川柳	81	5.19	3005	37.5
計	3357	10.87	5083	17.97

49代 男 > 女  
58人 (106%)  
50-59 男 < 女  
16人

## コミュニティ区域図

(2007年)  
3201 (人口百人) 19.10.1



地目別 (km<sup>2</sup>)

年次	宅地	田圃	雑草	km <sup>2</sup>
16年	2105	1779	2144	
17年	2123	1744	2164	
18年	2115	1735	2170	
19年	2137	1717	2175	
	214	225	211	

産業別

産業	1995	2000	2005
人口	1970	1694	1514
面積	1440	1244	1006
商業	1944	1949	2004
個人	13,620	17,167	15,292
163円	271,282	285,111	274,619
工業	1995	1999	2004
人	12,339	12,320	10,921
(円)	240,260	239,222	219,478

論点について

- ① 憲法って何？ もう一度確認し、自治基本条例と比較する
- ② 理念って何？ 市長からの委嘱に答える為に（車の両輪論）
- ③ 夫々の役割って何？ 継続改善の主体は？
- ④ 審議会の進め方の在り方から、組織とスケジュールを考える

① 憲法って何？	章立てと条文数		多摩市自治基本条例		大和市自治基本条例	
	条文数	順位	条文数	順位	条文数	順位
第一章 天皇	8	⑤	第一章 総則	④	第一章 総則	④
第二章 戦争の放棄	1		第二章 基本原則	①	第二章 基本原則	②
第三章 国民の権利・義務	31	①	第三章 情報	③	第三章 市民	③
第四章 国会	24	②	第四章 参画・協働	②	第四章 市議会	
第五章 内閣	11	③	第五章 住民投票	⑤	第五章 市長	
第六章 司法	7	⑥	第六章 自治推進委		第六章 行政運営	①
第七章 財政	9	④	員会設置		第七章 厚木基地	
第八章 地方自治	4		第二章 1 基本原則	1	第八章 住民投票	
第九章 改正	1		2 市民役割	2	第九章 その他	2
第十章 最高法規	3		3 コミュニティ	1	第六章 行政運営	
第十一章 補足	4		4 市議会	4	1 総合計画	1
			5 市長	3	2 執行機関	8
			6 市の執行	2	3 財政	3
	103			30		33

( 正式名称：地方公共団体には破産があります )

## ② 理念で何？

…車の両輪論との関連

- 市長からの委嘱4項目
- ① 白紙から検討して、具体的条例での答申をする事
  - ② 地域の自立の為に、基本理念・基本原則を定める
  - ③ 平成21年3月までに答申する
  - ④ 市民への参画を求める（各団体との懇談会）

市長が求めているのは、市政50周年に当たり、長期の越谷市の在り方を基本理念・基本原則を新たに策定しながら、自立する越谷市作りです。その為に全市民的な参画を求めていきます。

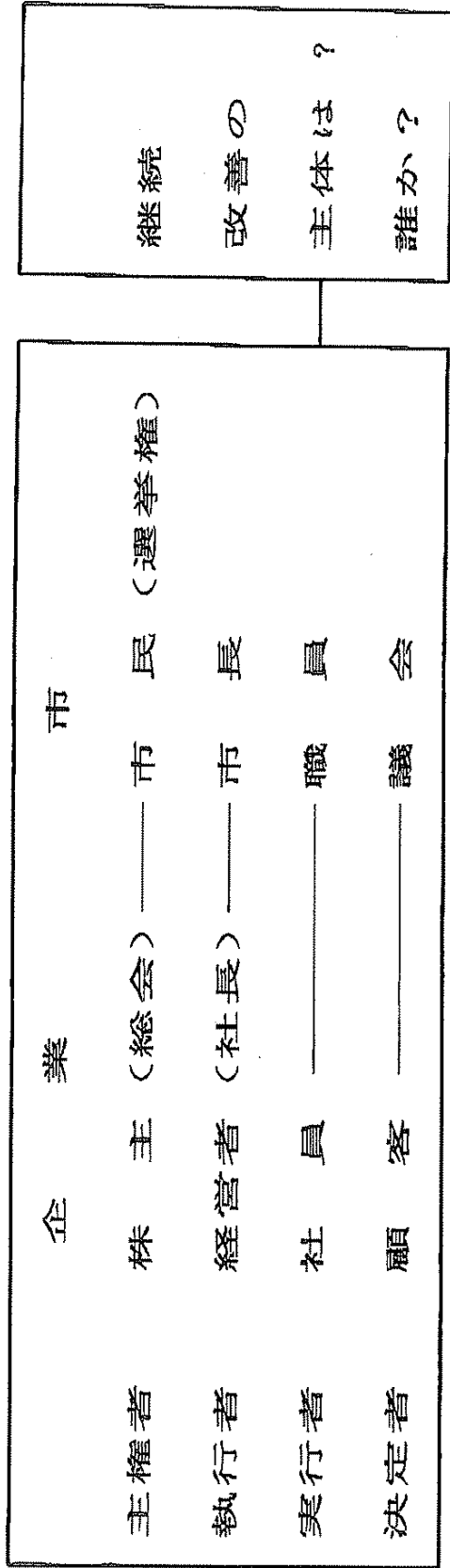
勉強会報告書の49ページをご覧ください。自治基本条例への越谷市の取り組みについて、中段左図の“自治基本条例とは”と下段右図の“総合振興計画との関係”とは、意味合いが違っています。下段右図はいわゆる車の両輪論であり、根本から見直そうという市長からの委嘱内容とは異なっているのではないのでしょうか。

勉強会に於いて、市への要望の中で一番多いと思われたのは、現場では市の担当者が既に決まっているとして、なかなか取り合ってくれないと言う事でした。（ex. 公園のトイレが男女共用）自治基本条例を考えると、それは既に総合振興計画で決まっていると言われ、総合振興計画を検討する時には、それは自治基本条例の問題だと言われます。やはり総合振興計画であっても、中段左図の“自治基本条例とは”のように下位と明確に位置付けて、この際根本的な検討から行う必要があるのではないのでしょうか。

そりたためにも、20年先までも見据えた、越谷市の基本理念・基本原則を審議会で検討すべきではないでしょうか。その時に最も重要な点は国との違いです。地方公共団体には破産があるという事を忘れてはいけないと考えます。

## ③ 夫々の役割って何？ 継続改善の主体は？

市民・議会・行政の関係は、当たり前のごとくに思えて、これを図にするのは容易ではありません。それは、勉強会でもチャレンジしましたが、結論は出ませんでした。模範回答はないのですが、少し前に世間では、“会社は誰の物か”と話題になりました。次の図を見てください。



昔さんは会社は株主のものだと言われた時に、違和感を感じたのではないですか。

夕張市で破産の憂き目に遭った時、市民は札幌とか横浜とか横浜に脱出しました。雪下ろしの予算がなく住めないとか言う理由です。しかし、市の職員はリストラや給与のダウンはあっても残っています。なぜでしょうか。

改善には4つのルートがあります。



実行する人を働き易くして、その代わり責任を持ってもらう。市民、団体との接点にあるのは市の職員ですから、審議会はまず市の職員に問題点や改善策を聞いて見るべきではないでしょうか。